

救急支援システム賃貸借及び保守業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山地方広域消防組合が、救急支援システム賃貸借及び保守業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

1 業務概要

(1) 事業の目的 全国的に、救急需要の増加を背景に搬送困難事案の増加などによる活動時間の延伸に加え、連続出動や関連業務の増加などの影響が大きくなっている。

そこで、ICTを活用したシステムを使用し「救急活動に要する時間の短縮」と「救命率の向上」さらには、「事務の効率化」を図ることを目的とする。

(2) 業 務 名 救急支援システム賃貸借及び保守業務

(3) 業 務 内 容 救急支援システム賃貸借及び保守業務仕様書のとおり

(4) 契 約 期 間 契約締結の日から令和12年7月31日まで

(5) 賃 貸 借 期 間 令和8年2月1日から令和12年7月31日まで(54カ月)

(6) 提案上限金額 ￥62,925,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、令和7年度の構築費及び運用保守費は17,165,500円(消費税及び地方消費税を含む。)を超えないこと。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。ただし、企画提案書の提出期限日までに参加資格要件を満たさなくなったときは本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成13年4月24日制定。)及び郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定。)並びに郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱(平成20年12月1日制定。以下「指名停止要綱」と総称する。)に基づく指名停止期間中のものではないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154条)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 本組合と同等規模以上（職員数 400 人以上）の自治体等において、救急支援システムの稼働実績を有すること。なお、稼働実績については、本公告日時点での実績とし参加資格には含まないが、参考として構築中のプロジェクト等がある場合には、その旨明記の上、提示すること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークの付与認定を受けていること。
- (7) 最近一年間、国税（法人税及び消費税並びに地方消費税）、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。

3 スケジュール

公募公告（公募の開始）	令和 7 年 6 月 4 日
質問受付締切	令和 7 年 6 月 11 日 正午
質問回答	令和 7 年 6 月 13 日
参加申込書等受付締切	令和 7 年 6 月 20 日 17 時 15 分
プレゼンテーション等	令和 7 年 7 月 2 日（予定）
審査結果通知	令和 7 年 7 月 11 日（予定）
見積徴取及び契約締結	令和 7 年 7 月 31 日（予定）

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 7 年 6 月 11 日（水） 正午（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式 1）により、電子メールにて事務局に提出
提出後は、電話により受信確認を行うこと。
- (3) 回 答 日：令和 7 年 6 月 13 日（金）までにおいて公表する。
- (4) 回答方法：郡山地方広域消防組合ウェブサイトに掲載する。（社名非公表）
- (5) その他
- ア 提出期間後の質問及び質問書の様式によらない質問は受け付けない。
 - イ 審査事項に該当する質問や他の参加者又はその提案内容に関する質問等、審査に支障をきたす恐れのある質問については一切応じない。
 - ウ 質問書に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。
 - エ 質問者の特殊な技能、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

5 参加申込書等の作成及び提出

- (1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 2）
- イ 他自治体等導入実績一覧表（様式 3）
- ウ プロジェクトマネージャ経験一覧表（様式 4）
- エ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合評価制度の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマークの付与認定を受けている証明書の写し
- オ 企画提案書等（様式 5 及び任意様式にて 12 部）※提案は、1 社につき 1 案とする。

カ 印鑑証明書

キ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

- ・参加申込書提出時において、3 ヶ月以内のもの。

ク 納税証明書

国税：様式その 3 の 3（法人）又は様式その 3 の 2（個人）

市税：直近 1 年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

ケ 委任状（様式 6）

- ※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

コ 法人概要（パンフレット可：12 部）

（2）提出期限：令和 7 年 6 月 20 日（金） 17 時 15 分（必着）

（3）提出方法：郵送又は持参にて事務局に提出

郵送の場合は書留郵便で送付すること。持参の場合は、提出期限日までの庁舎開庁日において、8 時 30 分から 17 時 15 分まで（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く）に提出すること。

（4）その他

- ア 業務実績に記載された他地方公共団体に対し、問い合わせを行う場合があるため、記載内容等に誤りのないよう十分留意すること。
- イ 参加者は、参加申込書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

6 企画提案書等の書類

参加申込者は、次に掲げる書類（全て原本 1 部及び写し 12 部）を提出すること。

（1）提出書類

- ア 企画提案書（様式 5 及び任意様式）
- イ 業務実施体制及び体制図（任意様式）
- ウ 構築スケジュール（任意様式）
- エ 見積書（任意様式）
- オ 製品カタログ、製品紹介資料（任意様式）※無い場合は提出不要
- カ アからオを電子媒体（CD-R 等）に格納したもの 1 部

(2) 企画提案書作成及び提出上の留意事項

- ア 企画提案書の提出は、1社につき1案とする。
- イ 企画提案書は、「8 選定基準」の審査項目に従い作成すること。
 - (ア) 表紙、目次、本編で構成すること。なお、本編については、「8 選定基準」の審査項目の順序、内容に従い、作成することとし、全ての項目について漏れなく記載すること。
 - (イ) 原則としてA4版（両面印刷・長辺綴じ）とし、横書き又は縦書きで作成し、35枚（70ページ）以内とすること。
 - (ウ) 図、表については、A3版（折込み）も可とする。
 - (エ) 企画提案書に用いる文字フォントはMSゴシックとし、文字サイズは原則11ポイント以上（図中の説明にあつては9ポイント以上）とする。
 - (オ) 表紙及び目次を除き、ページ番号を付すること。
 - (カ) 専門用語や略語には注釈を付すなど、一読して理解しやすいものとする。
 - (キ) 原則として、導入が可能な実現性のある提案とし、費用についても、本企画提案に含むものとする。
- ウ 業務実施体制及び体制図にあつては、本業務を受託するにあたっての業務責任者及び各メンバーの本業務における役割等を記載すること。

また、各メンバーのこれまで救急支援システムの構築、保守業務に携わった実績等及び保有資格も記載すること。
- エ 構築スケジュールについては、参加申込者の想定する最適な構築スケジュール案及び関連する事項を記載し、以下の条件を満たすこと。
 - (ア) 令和8年1月31日までにシステムを稼働開始（医療機関との情報共有）すること。
 - (イ) 構築期間内において、郡山地方広域消防組合の職員に対して想定される作業付加について、月別に記載すること。
- オ 見積書は、次のとおり作成すること。
 - (ア) 仕様書等に掲げる条件を留意し、作成すること。
 - (イ) 税抜き及び税込みの総額が分かるように記載すること。

ただし、一式計上は認めない。第三者により客観的に判断可能な積み上げ方式とすること。
 - (ウ) 業務内容は、別紙「救急支援システム賃貸借及び保守業務仕様書」に掲げる内容とする。
 - (エ) 見積書は、原本1部に限り押印すること。
- カ 製品カタログ、製品紹介資料については、提案する情報システムのパッケージ製品について、「製品カタログ、製品紹介資料」を提出すること（※無い場合は提出不要）。

キ 企画提案書等の記述において、特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は参加者が負うこと。

ク 企画提案書等に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして郡山地方広域消防組合が求める要求要件及び提案内容の実現のために当然必要と認められる事項については、参加者の負担で対応すること。

7 審査方法

(1) 資格審査

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査する。結果については、「参加資格確認結果通知書」により通知する。

※発送日：令和7年6月24日（火）

(2) 予備審査

参加申込者多数の場合、提出された企画提案書等を審査基準に基づいて審査し、評価点が高い提案者5者を選考する場合がある。結果については、資格審査結果と併せて通知する。

(3) プレゼンテーション、ヒアリング

実施日：令和7年7月2日（予定）

提出された企画提案書等についてプレゼンテーション、ヒアリング及びデモンストラーションを実施し、最も優れている企画提案者を決定する。結果については、書面により通知する。

項目	内容
実施日	令和7年7月2日（予定）
実施時間	郡山地方広域消防組合が指定する時間に実施する。決まり次第、速やかに連絡先にE-mailにて通知する。なお、返信メールにより受信確認を行う。
実施場所	郡山地方広域消防組合の指定する場所で行う。なお、場所については、上記日時と併せて通知する。
参加人数	1事業者につき3名以内とする。
持ち時間	50分（説明30分、質疑応答20分）程度
説明者	本件のプロジェクトメンバーで、提案内容に精通しているものが担当すること。
使用機器等	プレゼンテーション等に使用するプロジェクター、スクリーン及びそれらに接続するための最低限の接続用コード類については、郡山地方広域消防組合で用意するが、パソコン等の機器類及び必要な電源コード等は参加者にて用意すること。

留意点	・説明は、「８ 選定基準」に沿って行うこと。 ・企画提案書の内容以外の説明は認めない。 ・説明には、極力専門用語を排除し、平易な言葉を用いること。 ・説明時間及び質疑応答時間は参加者が計測し、各時間内で終了すること。
-----	---

8 選定基準

提出された提案書等について、下記の事項に基づき選定委員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

選定基準の例

- (1) 基本方針（５点）
- (2) 機能要件（２５点）
- (3) 作業要件（１０点）
- (4) セキュリティ要件（５点）
- (5) 保守要件（１０点）
- (6) 研修等（１０点）
- (7) 拡張性（２０点）
- (8) 事業費（１５点）

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

10 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「９ 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山地方広域消防組合契約規則（昭和48年４月１日規則第16号）による。
- (4) 契約書の作成を要する。

- (5) 支払いについては、郡山地方広域消防組合財務規則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 9 号）及び郡山地方広域消防組合契約規則（昭和 48 年 4 月 1 日規則第 16 号）による。

11 事務局

〒963-8877 福島県郡山市堂前町 5 番 16 号
郡山地方広域消防組合消防本部 通信指令課 DX推進係
電話番号：024-923-8174
FAX番号：024-923-1910
E-mail：tsushin-dx@shobo.koriyama.fukushima.jp

12 その他

- (1) 本プロポーザルについては、説明会は実施しない。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、提出後に必要に応じて追加の資料提出を郡山地方広域消防組合から求める場合がある。
- (3) 郡山地方広域消防組合から必要に応じて当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、参加申込者は速やかに応じること。
- (4) 提出書類は返却せず、著作権は申請者に帰属する。ただし、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、その写しを使用できるものとする。
- (5) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (6) 提出された企画提案書等について、郡山地方広域消防組合情報公開条例（平成 17 年 2 月 21 日条例第 2 号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となるが、参加申込者の権利、競争上の地位、その他利益を害すると認められる情報は、非公開となる場合がある。公開に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。
- (7) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
また、やむを得ない理由等によりプロポーザルを延期又は中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を郡山地方広域消防組合に請求することはできない。
- (8) スケジュールに変更がある場合には、その都度、参加申込者へ通知する。
- (9) 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ電話連絡のうえ、参加辞退届（様式 7）を提出すること。なお、辞退後の再度の参加は認めない。
- (10) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山地方広域消防組合ウェブサイトに掲載する。